

# 生活習慣病管理料について（令和6年6月改定）

高血圧・脂質異常症・糖尿病で通院中の患者さまへ

厚労省より令和6年6月の診療報酬改定において、これまで当院で算定してきた「特定疾患療養管理料」を廃止し、「生活習慣病管理料」へ移行するよう指示がありました。

本改定に伴い令和6年(2024年)6月1日から、当院では医師が「高血圧」「脂質異常症」「糖尿病」のいずれかを治療している患者さまには、個人に応じた目標設定、具体的な指導内容、検査結果などを記載した「生活習慣病療養計画」を作成し、より専門的・総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」を算定することになりました。

定期受診時に生活習慣病療養計画について説明を受けたあと、患者さまにご署名をいただく必要があります。（初回のみ）

窓口負担についても、これまでの金額から変更があります。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

